

文京区の空家対策について

1 経緯

本区では、安全で安心な地域づくりのため、平成 26 年度から、管理不全な空家等について、一定の手続きを経て所有者等と合意の上、除却後に跡地を行政目的で使用する「空き家等対策事業」を実施してきた。

その後、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）が平成 27 年 5 月に施行され、区市町村に対して、空家等対策計画の策定、空家等に関する施策を推進するために必要な措置をとることのできる規定などが定められた。

2 取組の概要・体制

区では、法の趣旨を踏まえ、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に進めていくため、以下の取り組みを実施し、全庁的に情報共有を図りながら、今後の空家等対策を推進していく。

（1）今年度

文京区空家等対策審議会（以下「審議会」という。）設置条例案の提案
（平成 29 年 2 月定例議会）

- ・ 学識経験者等の専門家と区民からなる区長の諮問機関を区条例により設置する。
- ・ 主な審議事項 空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること
その他空家等に関する対策の実施に関すること

（2）平成 29 年度以降

（ア）文京区空家等対策計画の策定

空家等に対する区としての基本的な方針、空家等の活用の促進に関する事項、法が定める各種措置等に関する事項、実施体制などについて、審議会の議論を踏まえ、計画を策定する。

（イ）推進体制

空家対策を進めるにあたり、審議会運営及び空き家等対策事業等の空家対策に関連する事務を、平成 29 年度から都市計画部に移管する。